

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB病院に雇用され、内科医師として就労していた。

請求人によれば、CT検査室で血管造影検査やCT透視下穿刺治療などを行っている際に、乱反射した放射線を微量ではあるが、約〇年間被ばくし続けたため、白血病になったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、B病院に受診し、「白血病」と診断され、同月〇日、C病院に転医し、「急性白血病」と診断されたが、後日、同病院において遺伝子検査の結果、「慢性骨髄性白血病」から「急性リンパ性白血病」（以下「本件疾病」という。）に急性転化したと診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に発症した本件疾病は長年にわたり放射線業務に従事したことが原因である旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人に発症した本件疾病について、C病院D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日に血液検査及び骨髄検査を施行し、当初は急性リンパ性白血病と診断、後日、遺伝子検査（M・b c r / a b 1 融合遺伝子を検出）などの結果により、慢性骨髄性白血病から急性リンパ性白血病に急性転化したと診断した。」と述べているところ、当審査会としても、同医師の意見に鑑み、請求人は平成〇年〇月〇日には本件疾病を発症していたものと判断する。

(3) 電離放射線に被ばくする業務に従事した者に発症した疾病に係る業務起因性の判断については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「電離放射線に係る業務上外の認定基準について」（昭和51年11月8日付け基発第810号。以下「認定基準」という。）を策定しているところ、請求人に発症した本件疾病が業務上のものと判断されるには、①相当量（業務により被ばくした線量の集積線量が、「5ミリシーベルト×電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数」の数式で算出される値以上の線量）の電離放射線を被ばくした事実があること及び②被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した疾病であることのいずれの要件にも該当しなければならないとされている。

- (4) この点、請求人の電離放射線作業に従事した期間、被ばく線量及び電離放射線被ばくを受ける業務に従事した日数（年換算）は、決定書理由に説示のとおりであるところ、当審査会としてもその算定方法等は妥当であると思料する。その算定結果によれば、電離放射線作業に従事した期間は約〇年〇か月、被ばく線量については約〇年〇か月の集積線量は推計で約0.4ミリシーベルト、電離放射線被ばくを受ける業務に従事した日数（年換算）については、年数換算で約〇年であると認められるところ、上記認定基準の要件に定める被ばく線量を算定すると、5ミリシーベルト×〇年＝〇ミリシーベルトであり、請求人の集積線量は推計で約0.4ミリシーベルトであることから、要件に該当する相当量には達していない。そうすると、当審査会としても、請求人の本件疾病は認定基準の要件を満たしているものとはいえず、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。
- (5) 請求人は、今回のように〇年以上の長い年数にわたって業務上余分の被ばくを受けた場合にも、年間に被ばくする相当量を5ミリシーベルトとする認定基準を当てはめることは医学的に根拠がない旨主張しているが、認定基準に基づく当審査会の判断は上記のとおりであるところ、D医師は、上記意見書において、「慢性骨髄性白血病の発症原因は一般的には不明である。ただし、白血病のなかでも慢性骨髄性白血病は昔から放射線被曝との関連がいわれており、特に原発事故地域や原爆被爆者で発症頻度が高いとされているが、請求人のようにごく少量の被曝が続いたことで白血病を発症したという報告はなく（その関連は）確定的ではない。一方で、これを否定できる証拠もない。現時点では確定付けるのは難しいと考える。」と述べている。
- (6) 請求人の主張及び一件記録を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。
- 3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。